

印 西 ク リ ー ン セ ン タ ー

緊 急 時 対 応 マ ニ ュ ア ル

平 成 27 年 9 月

印 西 地 区 環 境 整 備 事 業 組 合

目 次

1 緊急時対応マニュアルの目的等	1
2 緊急連絡体制.....	2
3 地震発生時の対応	3
4 爆発事故発生時の対応	4
5 火災発生時の対応	5
6 断水時・ガス停止の対応	6
7 灯油配管破損時・停電の対応	7
8 ガス漏洩・薬品流出の対応	8
9 その他異常時の対応.....	9
10 事故別対応指示者	10
11 設備別事故対応方法	11
12 事故の経過・報告・届出	12
13 事故完了報告	13
14 教育・訓練の評価	14

1 緊急時対応マニュアルの目的

廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めることが必要である。また、労働安全衛生法、消防法、電気事業法等に基づき、日常の運転管理及び保守管理、災害時の緊急対応、設備の維持管理及び運用に関する保安の確保等、施設の安全な操業に努めることを目的とする。

2 緊急連絡体制

異常が発生した場合の連絡体制フロー及び関係機関連絡電話番号を設定した。

3 想定した事態

想定した事態としては、地震発生時、爆発発生時、火災発生時、断水時、ガス停止時、灯油配管破損等、停電時、ガス漏洩、薬品流出、その他異常時などの事態とする。

4 事故別対応指示者

事故の種類として、火災・爆発、電気事故、ガス漏洩、有毒ガス等発生、薬品等流出、設備異常等に応じた対応指示者を選定した。

5 設備別事故対応方法

設備の種類として、受入・供給、燃焼、燃焼ガス冷却、排ガス処理、通風、給水、排水処理、電気、計装に分けた想定される事故対応を選定した。

6 事故の経過・報告・届出

事故の種類に応じた経過・報告・届出先を設定した。

7 事故完了報告

原因究明及び再発防止のための資料として、記録の保存について定め、同じ過ちを二度と起こさない。

8 教育・訓練の評価

種類別の教育・訓練方法及び評価者について定め、事故を未然に防ぐ。

9 用語の解説

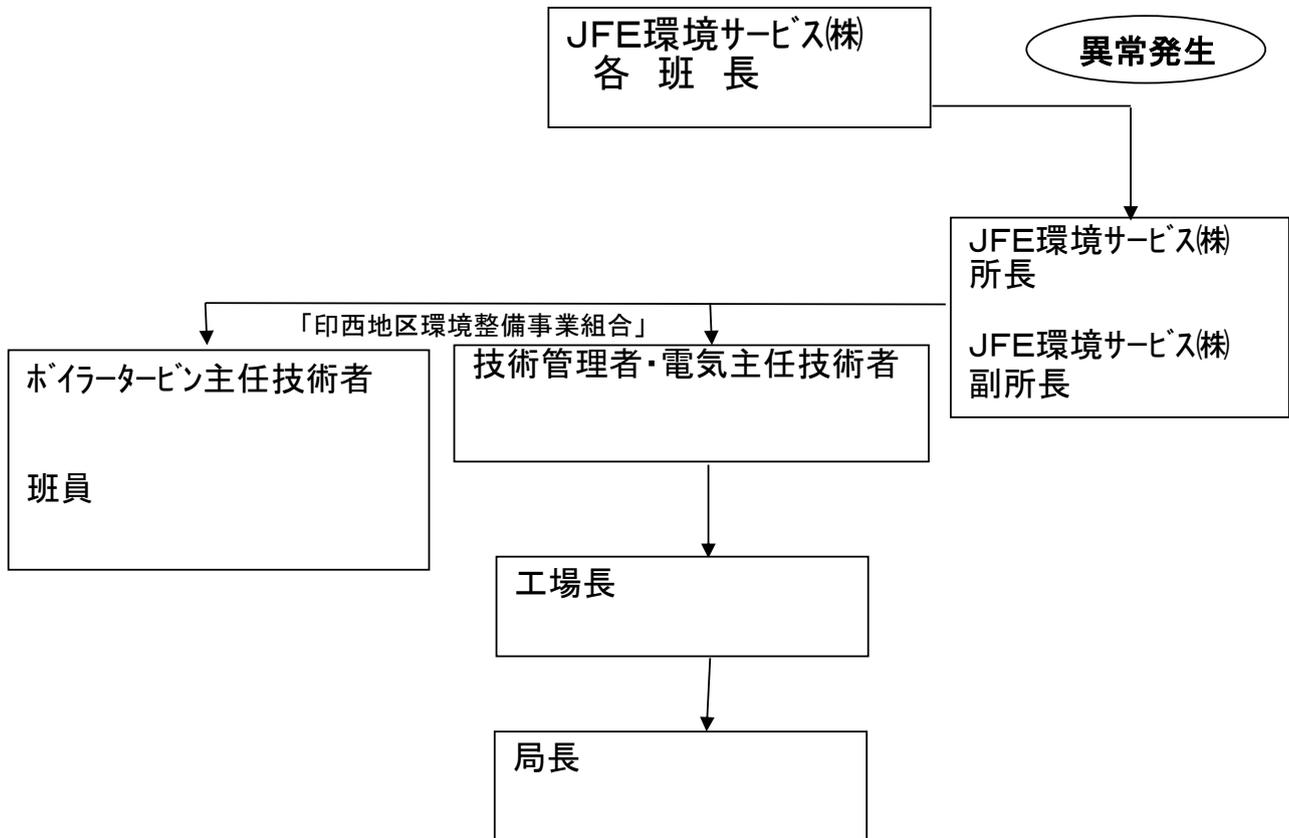
軽度:地震等のアクシデントがあっても、機器の運転に問題がなく、引き続き運転継続できる場合です。

中度:損傷があるものの、簡単な修理及び予備機器にてどうにか運転継続できる場合です。

重度:損傷が激しく運転継続が困難な場合です。

* 個人情報により無記名

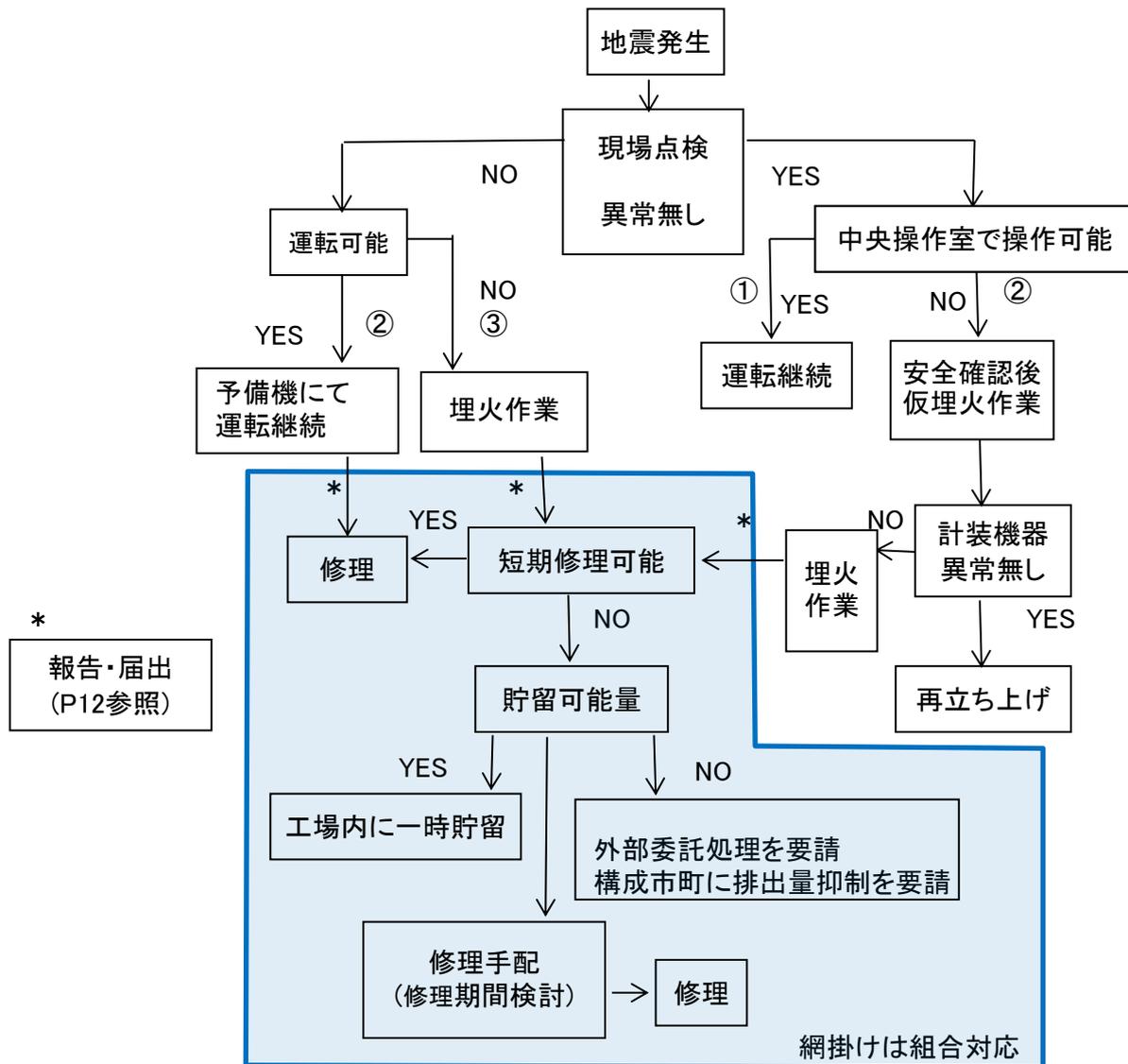
印西クリーンセンター 緊急連絡体制



印西地区環境整備事業組合	46-2733	
JFE環境サービス(株)	46-1279	内線353
JFEエンジニアリング(株)(倉庫2F)	47-1335	内線380
中央制御室	46-2735	内線333

○県印旛地域振興事務所地域環境保全課	043-483-1138
○印西警察署	42-0110
○印西地区消防組合	46-4321
○印西西消防署	46-0119
○関東東北産業保安監督部電力安全課	048-600-0391
○東京電力(株)	55-5212
○関東電気保安協会	043-424-8211
○温水センター	47-1661
○千葉ニュータウンセンター(熱供給)	事務所46-5612 工場47-2547
○日本医科大学 千葉北総病院	99-1111(代表)
○成田労働基準監督署	22-5666

地震発生時の対応

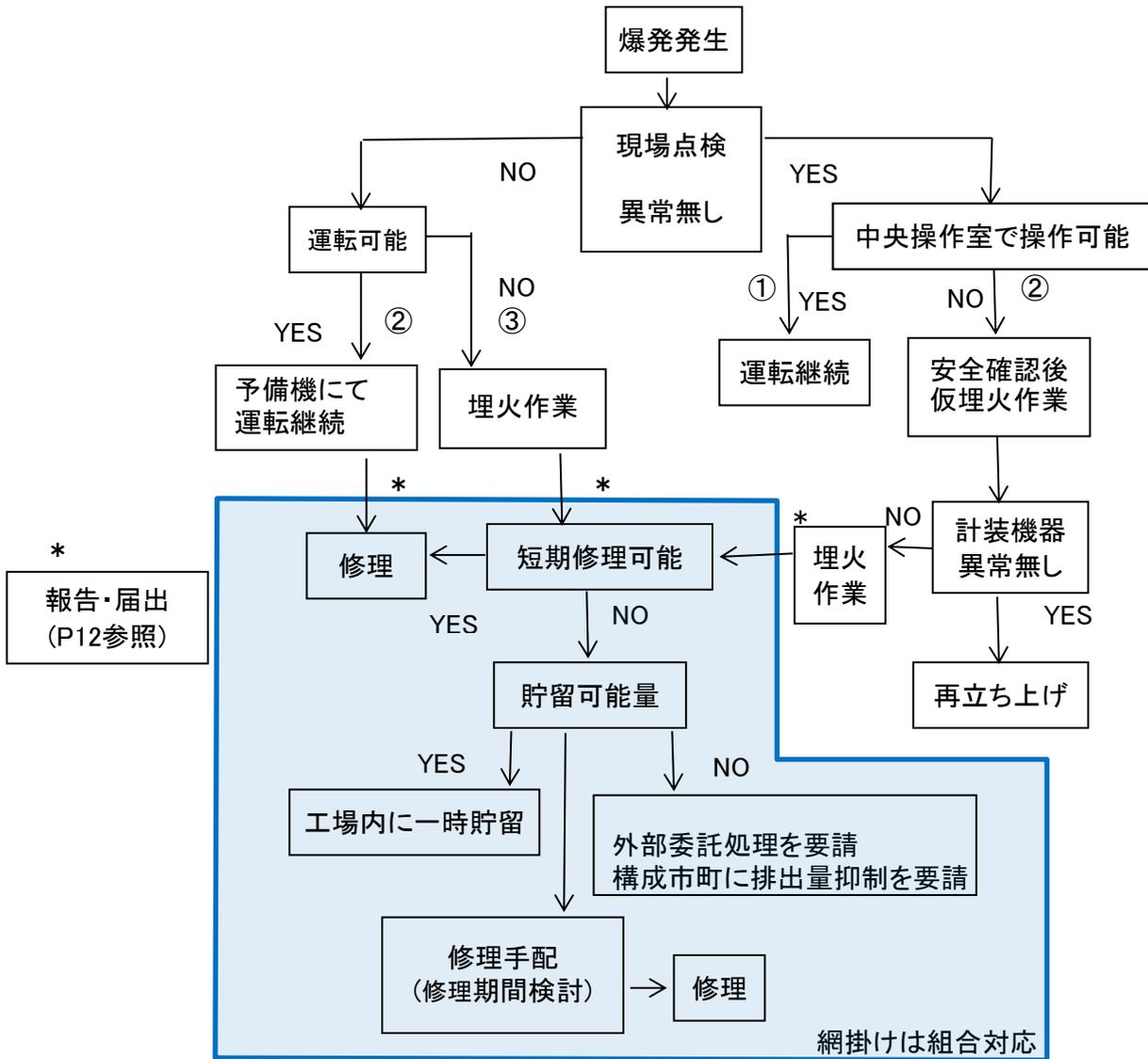


- ①: 軽度→技術管理者は口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③: 重度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

仮埋火作業: ゴミ焼却を一時停止

埋火作業: 焼却炉を降温

爆発発生時の対応



①: 軽度→技術管理者は防火管理者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。

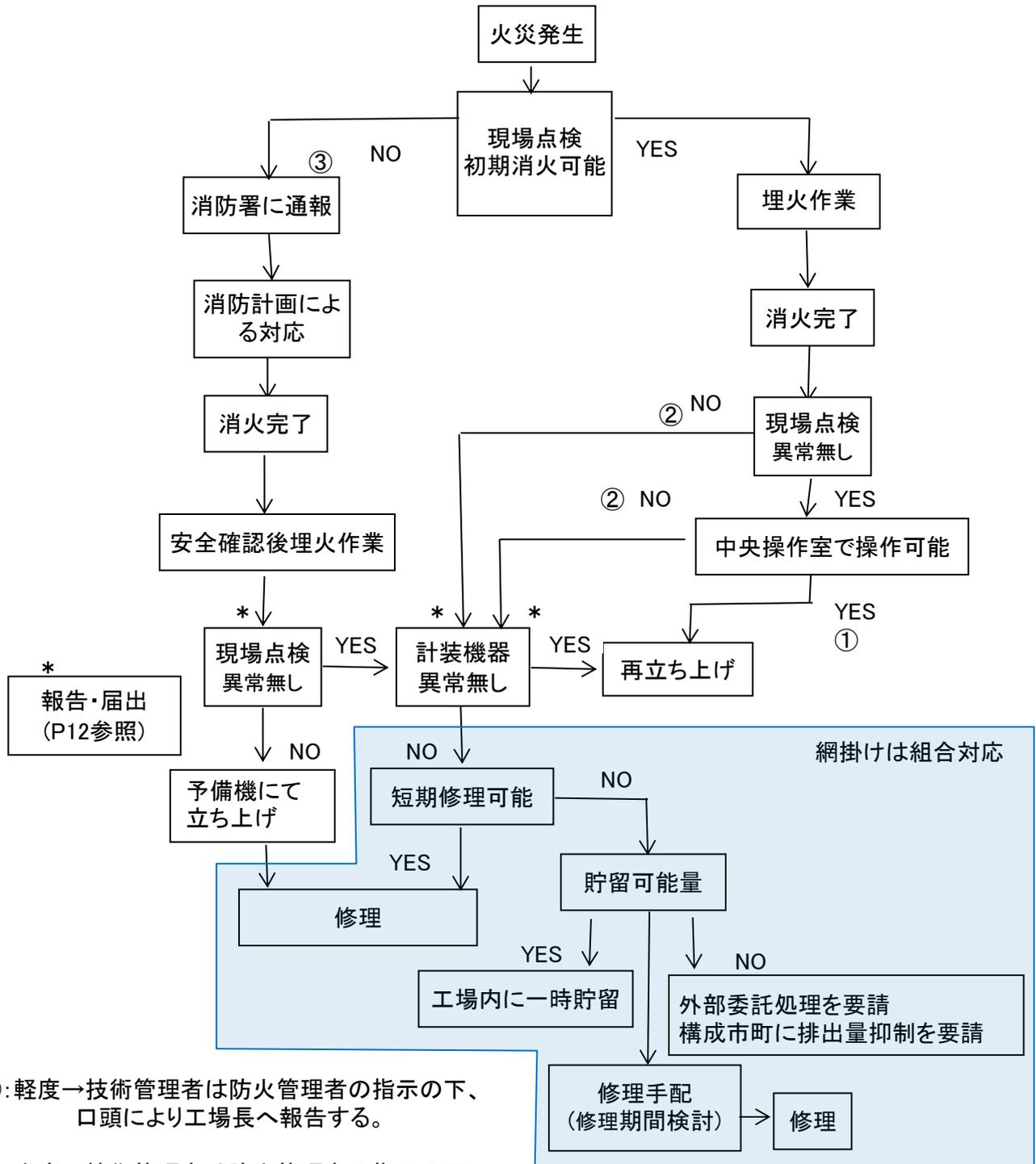
②: 中度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。

③: 重度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

仮埋火作業: ごみ焼却を一時停止

埋火作業: 焼却炉を降温

火災発生時の対応

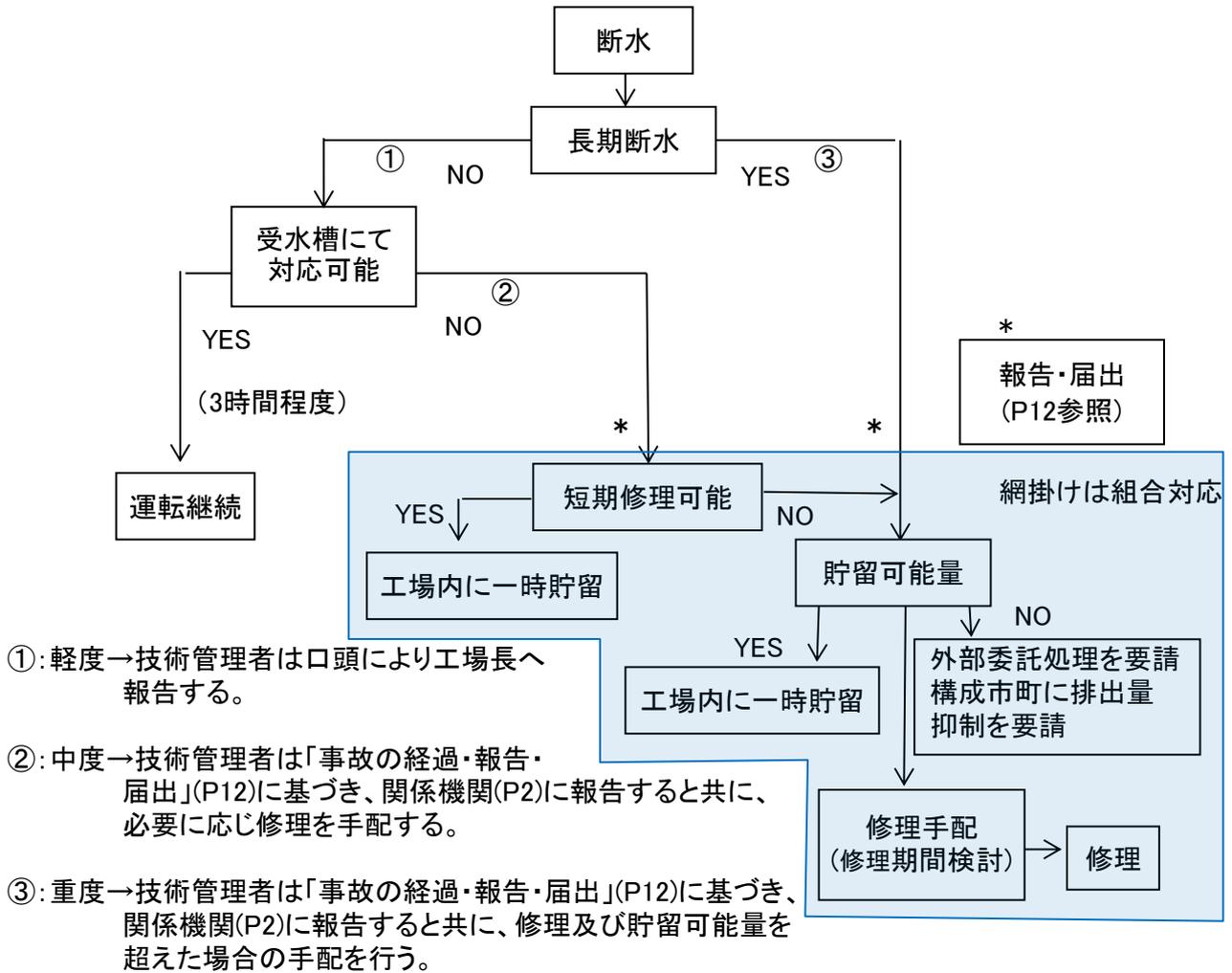


①: 軽度→技術管理者は防火管理者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。

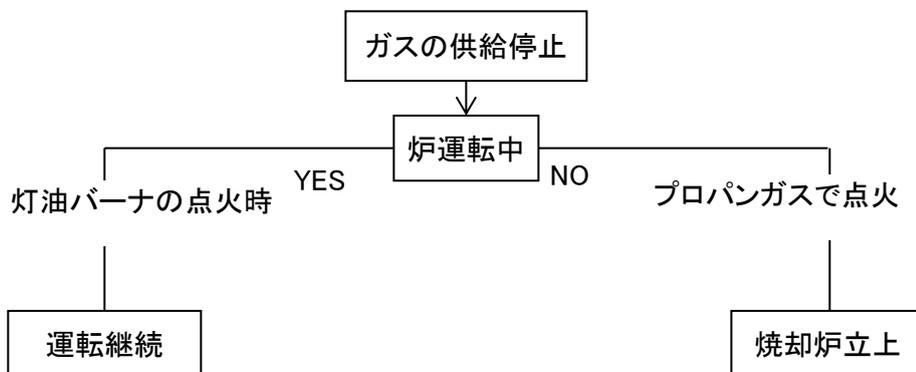
②: 中度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。

③: 重度→技術管理者は防火管理者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を越えた場合の手配を行う。

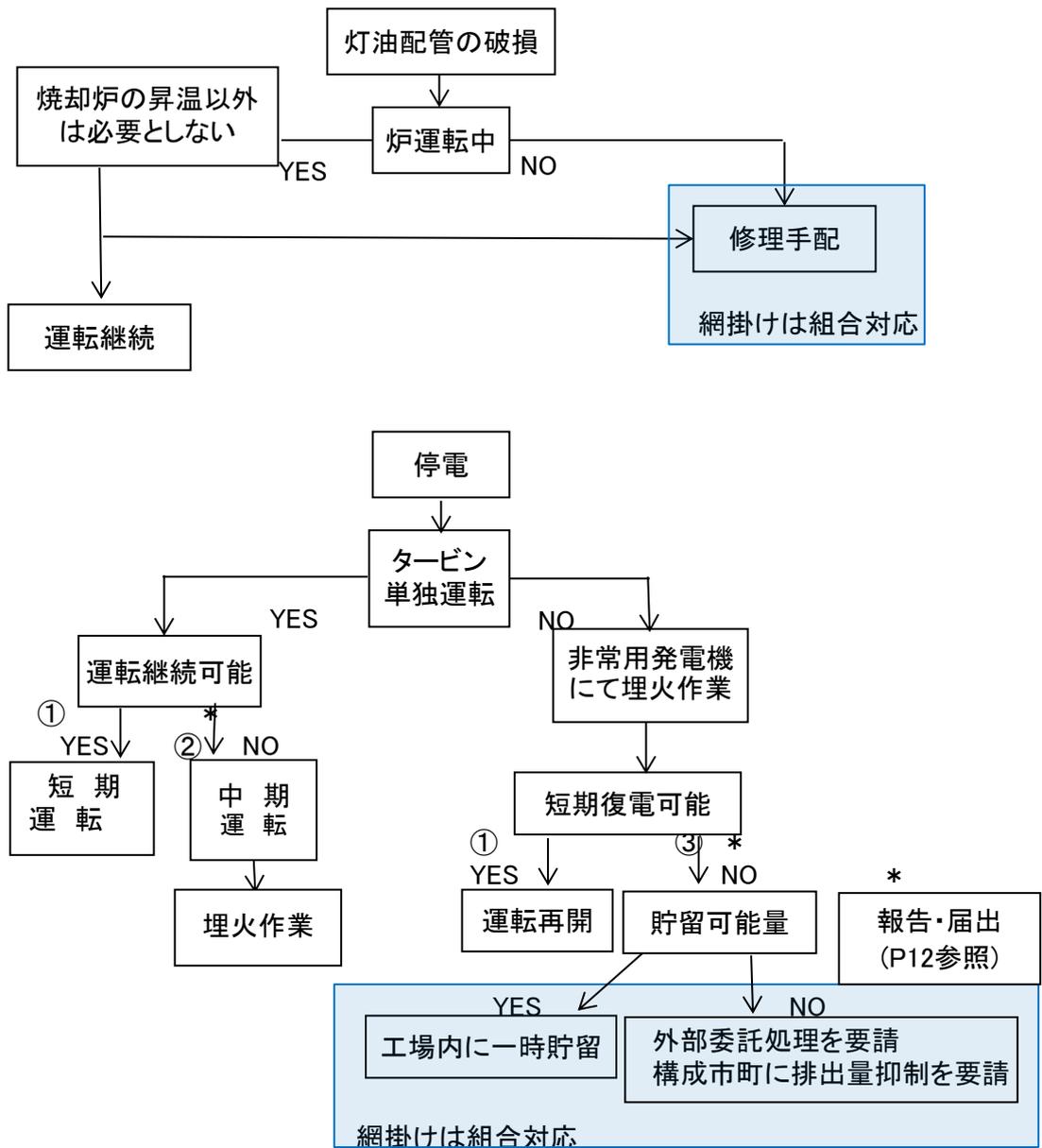
断水時の対応



ガス停止時の対応

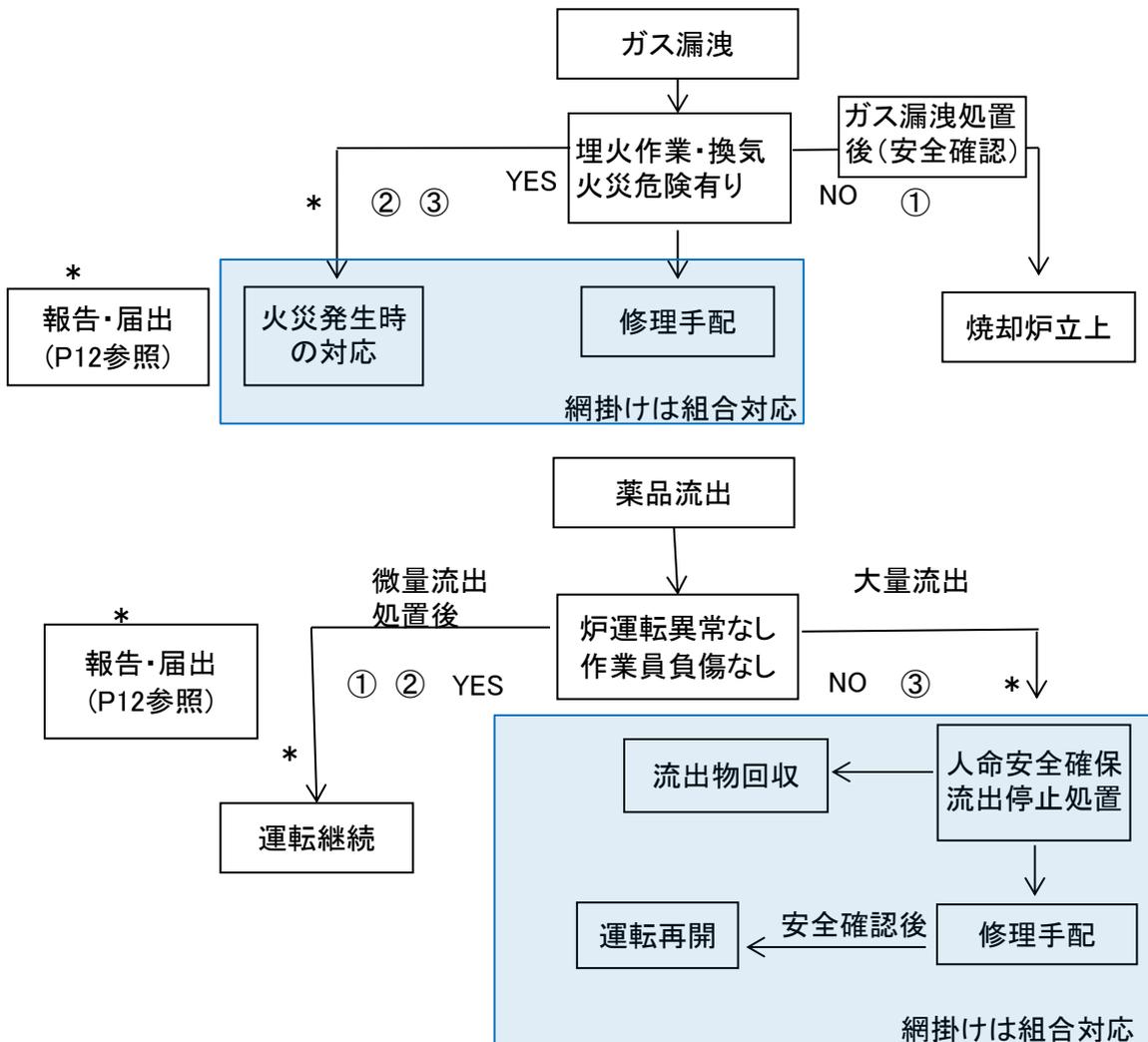


灯油配管破損時・停電の対応



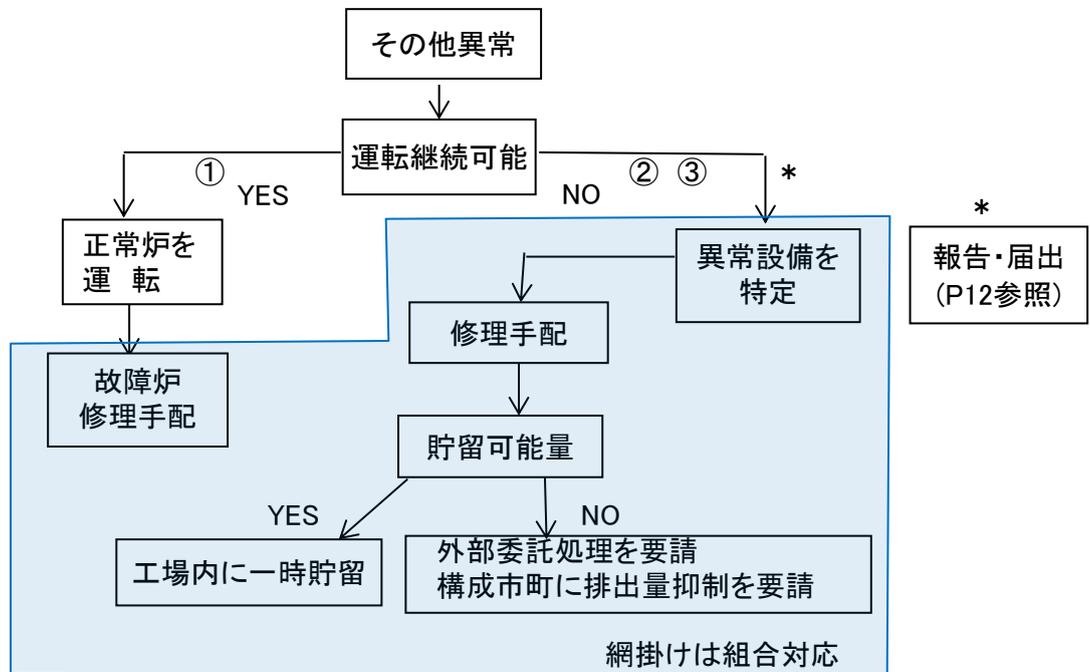
- ①: 軽度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③: 重度→技術管理者は電気主任技術者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

ガス漏洩・薬品流出・その他異常時の対応



- ①: 軽度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、処置の手配をする。
- ③: 重度→技術管理者は特定化学物質作業主任者の指示の下、「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、人命の確保及び修理の手配を行う。

その他異常時の対応



- ①: 軽度→技術管理者は口頭により工場長へ報告する。
- ②: 中度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、必要に応じ修理を手配する。
- ③: 重度→技術管理者は「事故の経過・報告・届出」(P12)に基づき、関係機関(P2)に報告すると共に、修理及び貯留可能量を超えた場合の手配を行う。

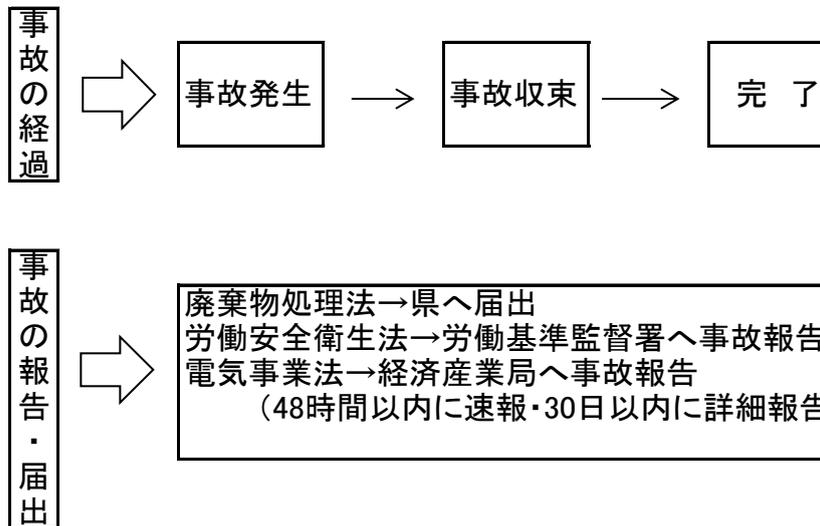
事故別対応指示者

事故の種類	事故別対応指示者
火災・爆発	防火管理者
電気事故	電気主任技術者　ボイラー・タービン主任技術者
ガス漏洩	特定化学物質作業主任者
有毒ガス等発生	特定化学物質作業主任者
薬品等流出	特定化学物質作業主任者
設備異常等	廃棄物処理施設技術管理者

設備別事故対応方法

設備名	想定される異状	想定される事故	対 応
受入・供給	ピット内の発火	ピット内火災	火災時の対応
	プラットフォームでの発火	ごみの火災	火災時の対応
燃 焼	ごみホップブリッジ	逆火によるピット内火災	火災時の対応
	危険物タンク、管の破損	危険物漏洩	灯油配管破損時の対応
燃焼ガス冷却	ボイラ安全弁動作	蒸気噴出	運転マニュアル
排ガス処理	設備の故障	排ガス異常	その他異常時の対応
	薬品タンク、管の破損	薬品漏洩	薬品流出時の対応
通 風	煙道の破損	燃焼ガス漏洩	ガス漏洩時の対応
給 水	断水	水不足	断水時の対応
排水処理	設備の故障	薬品漏洩	薬品流出時の対応
	薬品タンク、管の破損	薬品漏洩	薬品流出時の対応
電 気	停電	設備停止	停電時の対応
計 装	制御不能	設備停止	その他異常時の対応

事故の経過・報告・届出



届出の義務

・ 廃棄物処理法第21条の2(事故時の措置)に定める届出の義務が生じる場合は、事故が発生し、施設周辺に廃棄物、汚水等が散乱、流出することにより、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合をいう。

直ちに、その支障の除去及び応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県に届け出なければならない。

・ 中度及び重度の事故の場合は事故状況、対処方法を環境委員会に報告しなければならない。

事故完了報告

作成日:〇〇年〇〇月〇〇日

1 施設管理者名及び施設の住所 1)施設名: 2)施設管理者名: 3)施設の住所: 4)電話番号:
2 事故発生施設の種類: ・一般廃棄物処理施設:
3 施設規模 t/日
4 事故の種類:
5 発生日時: 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
6 事故発生設備 (場所)
7 事故の状況(具体的な状況):
8 事故原因:
9 防災設備等の設置状況と事故時の作動状況:
10 防止対策:
11 周辺環境調査結果:
12 その他
13 報告者・記入者 氏名: 所属:

教育・訓練の評価

種 類	責 任 者	訓練方法	評 価 者
消防計画 に基づく 消防訓練	防火管理者	防火管理者 指揮のもと 消防訓練を 行う。	防火管理者 消防署長
保安規定 に基づく 教育・訓練	ボイラー・ タービン主任 電気主任	電気工作物の 工事、維持運用に 従事する者に 必要に応じて 指導訓練を行う。	工場長 所長
安全衛生 に基づく 教育・訓練	各課長	設備の法定点検 を行う。	安全衛生委員会委員
資格取得 に基づく 教育・訓練	ボイラー・ タービン主任 電気主任	資格取得に向 けた教育を 行う。	工場長 所長

過去の事件事例等によって、事故を未然に防ぐような教育・訓練を行う。